

## 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例施行規則案

### (趣旨)

第一条 この規則は、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例（令和三年三重県条例第二十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（自動車及び自動車部品）

第二条 条例第二条第一項の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）
- 二 被けん引自動車

2 条例第二条第二項の公安委員会規則で定める部品は、次に掲げるものとする。

- 一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十一条第一項第一号に規定する原動機
- 二 道路運送車両法第四十一条第一項第一号に規定する動力伝達装置のうち、クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト、デフアレンシャル
- 三 道路運送車両法第四十一条第二号に規定する走行装置のうち、フロント・アクスル、懸架装置、リア・アクスル・シャフト

（届出の方法）

第三条 条例第三条第一項前段の規定による届出は、特定自動車解体業を開始しようとする日の前日（当該日が三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第二号）第一条第一項に掲げる休日に該当するときは、当該日の前日）までに、公安委員会に、主たる事業所の所在地の所轄警察署長を経由して、様式第一号の事業届出書を提出して行うものとする。

2 公安委員会は、前項（第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の事業届出書の提出があったときは、前項の届出をした者に対し、届出番号を記載した様式第二号の届出証明書を交付するものとする。

3 前項の届出証明書の交付を受けた者は、当該届出証明書を亡失し、又は滅失したときは、速やかに様式第三号の届出証明書再交付申請書を第一項の公安委員会に提出し、届出証明書の再交付を受けるものとする。

4 第一項の規定は、条例第三条第一項後段の規定による変更の届出について準用する。この場合において、「特定自動車解体業を開始しようとする日の前日（当該日が三重県の休日を定める条例第一条第一項に掲げる休日に該当するときは、当該日の前日）までに」とあるのは、「変更があった日から十四日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、二十日）以内に」と読み替えるものとする。

5 条例第三条第一項第三号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる届出の区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 条例第三条第一項前段の場合 特定自動車解体業の開始年月日及び事業所の使用に

ついでにの権原

二 条例第三条第一項後段の場合 変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由

6 第一項の事業届出書には、次に掲げる届出書の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 事業開始届出の場合 次に掲げる書類

イ 特定自動車解体業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されているものに限る。以下この号ロにおいて同じ。）

ロ 特定自動車解体業を営もうとする者が法人であるときは、登記事項証明書及び代表者に係る住民票の写し

ハ 事業所の使用について権原を有することを疎明する書類

二 事業変更届出の場合

イ 第二項の規定により交付された書面

ロ 前号に掲げる書類のうち、前項第二号に定める事項に係るもの

7 条例第三条第二項の規定による通知は、様式第四号の届出通知書を交付して行うものとする。

（標識の様式等）

第四条 条例第四条に規定する標識の様式は、様式第五号のとおりとする。

2 条例第四条の公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出番号

二 特定自動車解体業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

三 事業所における事業の概要

（従業者名簿の様式等）

第五条 条例第五条第一項に規定する名簿の様式は、様式第六号のとおりとする。

2 条例第五条に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示させることができるときは、当該記録をもって同条に規定する当該事項が記録された名簿に代えることができる。

3 条例第五条第一項の公安委員会規則で定める事項は、従業者の氏名、生年月日、住所、国籍、採用年月日及び従事する業務の内容とする。

4 条例第五条第二項各号に掲げる事項は、次に掲げる事項の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類により、確認するものとする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。）第一条の二第一項に規定する在留資格及び同条第三項に規定する在留期間 次に掲げる書類のいずれかにより行う。

イ 旅券（入管法第二条第五号に規定するものをいう。）

ロ 在留カード（入管法第十九条の三に規定するものをいう。第六条第一号において同じ。）

ハ 在留資格証明書（入管法第二十条第四項第三号に規定するものをいう。）

二 入管法第十九条第二項に規定する資格外活動許可の有無 次に掲げる書類のいずれかにより行う。

イ 前号イに掲げる書類（出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項の証印がされているものに限る。）

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 資格外活動許可書（出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第四項に規定するものをいう。）

ニ 就労資格証明書（出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第十九条の四第一項に規定するものをいう。）

三 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者 特別永住者証明書（同法第七条第一項に規定するものをいう。）

（相手方等の確認方法）

第六条 条例第六条第一項各号に掲げる事項は、次に掲げる事項の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類により、確認するものとする。

一 相手方の氏名、住所及び生年月日 運転免許証、在留カードその他の相手方の氏名、住所及び生年月日を証する書類

二 自動車の所有者及び車台番号 道路運送車両法第六十条第一項に規定する自動車検査証、同法第六十九条第四項に規定する自動車検査証返納証明書又は道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条の三第二号に規定する登録識別情報等通知書その他の当該自動車の所有者及び車台番号を証する書類

三 相手方が自動車を引き渡す権原を有すること 委任状、道路運送車両法第三十三条に規定する譲渡証明書その他の相手方が当該自動車を引き渡す権原を有することを証する書類

（引取記録の作成方法）

第七条 条例第六条第二項に規定する引取記録の様式は、様式第七号のとおりとする。

2 第五条第二項の規定は、条例第六条第二項の規定による引取記録の作成について準用する。

3 条例第六条第二項の規定による引取記録の保存は、主たる事業所に備え付ける方法により行うものとする。

（保管命令の方法）

第八条 条例第八条の規定による命令は、様式第八号の保管命令書により行うものとする。（指示及び停止命令の方法）

第九条 条例第九条第一項の規定による指示は、様式第九号の指示書により行うものとする。

2 条例第九条第七項の規定による通知は、様式第十号の指示通知書により行うものとする。

3 条例第十条の規定による命令は、様式第十一号の営業停止命令書により行うものとする。

(公表の方法)

第十条 条例第十二条第一項の規定による勧告は、様式第十二号の勧告書を交付して行うものとする。

2 条例第十二条第二項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(中古自動車輸出業者等に関する準用規定)

第十一条 第三条第一項、第五項第一号及び第六項第一号の規定は中古自動車輸出業者を営もうとする者について、第三条第二項から第四項まで、第五項第二号、第六項第二号及び第七項並びに第四条から第八条までの規定は中古自動車輸出業者について、第九条の規定は中古自動車輸出業者又はその代理人、使用人その他の従業者について、前条の規定において、第三条第一項及び第五項第一号中「条例第三條第一項前段」とあるのは「条例第十三條第一項前段」とあり、第十三條第一項前段」とあるのは「条例第十三條第一項後段」とあり、同条第五項中「条例第三條第一項後段」とあるのは「条例第十三條第一項後段」とあり、同条第七項中「条例第三項第二項」とあるのは「条例第十三條第二項」とあり、同条第四項中「条例第十三條第二項」とあるのは「条例第十三條第三項」とあり、同条第五項中「条例第五條第一項」とあるのは「条例第十三條第三項において準用する第五條第一項」とあり、同条第四項中「条例第五條第二号各号」とあるのは「条例第十三條第三項において準用する第五條第二項各号」とあり、同項第一号口中「第六條第一号」とあるのは「第十一條において準用する第六條第一号」とあり、第六條中「条例第六條第一項各号」とあるのは「条例第十三條第三項において準用する第六條第一項各号」とあり、第七條第一項から第三項まで中「条例第六條第二項」とあるのは「条例第十三條第三項において準用する第六條第二項」とあり、「第五條第二項」とあるのは「第十一條において準用する第五條第二項」とあり、第八條中「条例第八條」とあるのは「条例第十三條第三項において準用する第八條」とあり、第九條第一項中「条例第九條第一項」とあるのは「条例第十三條第三項において準用する第九條第一項」とあり、同条第二項中「条例第九條第七項」とあるのは「条例第十三條第三項において準用する第九條第七項」とあり、同条第三項中「条例第十條」とあるのは「条例第十三條第三項において準用する第十條」とあり、第十條第一項中「条例第十二

条第一項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第十二条第一項」と、同条第二項中「条例第十二条第二項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第十二条第二項」と読み替えるものとする。

(報告及び資料の提出の方法)

第十二条 条例第十四条第一項に規定する報告又は資料の提出は、様式第十三号の報告・資料提出要求書により求めるものとする。

(身分を示す証明書)

第十三条 条例第十四条第三項に規定する証明書の様式は、様式第十四号のとおりとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日(令和三年十月一日)から施行する。ただし、第三条(第七項を除く。第十一条において準用する場合を含む。)の規定は、令和三年八月一日から施行する。